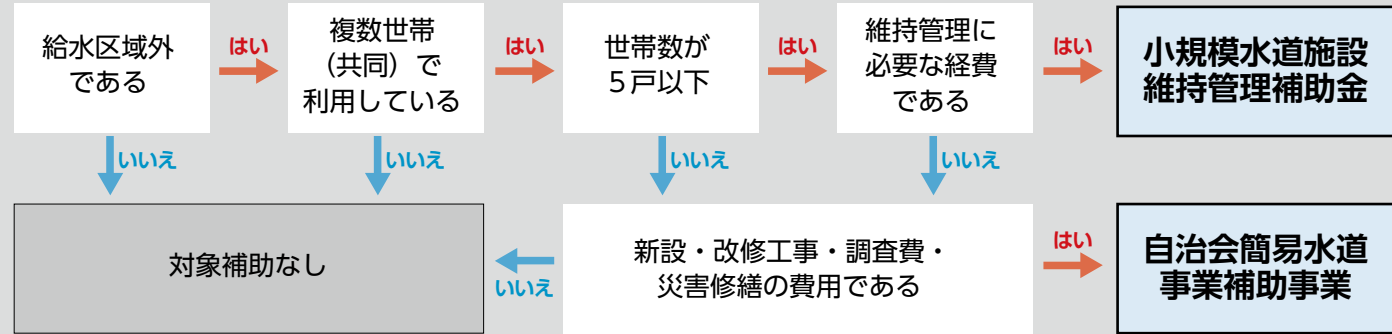


自治会水道に関する補助金 ご活用ください

自治会水道に関する補助金が2種類あります。
補助対象や補助率が異なりますので、申請される際にはどちらに該当するかご確認ください。

	自治会簡易水道事業補助事業	小規模水道施設維持管理補助金
制度概要	地域の皆さんが共同で管理する水道施設の新設や改良、調査を支援する制度	高齢化や世帯数の減少により、住民による管理が困難になった施設の日常的な維持管理を支援する制度
対象施設	複数の世帯で共同管理し、水質検査に合格した水源を利用する飲料水供給施設（原則として町水道の給水区域外）	町内の集落住民が5戸以下で共同設置している小規模水道施設（町水道の給水区域外）
補助対象	新設・改修工事▶水源施設、浄水施設、送水・配水施設の設置や改良等 調査費▶地下水の有無を調べるための費用（電気探査、ボーリング、水質検査等） 災害修繕▶自然災害で被害を受けた施設の修繕（原則として原材料費等）	●維持管理の全部または一部を業者等へ委託する経費 ●維持管理に必要な原材料等の購入費用
補助率上限	工事・修繕▶経費の80%以内（上限なし） 調査費▶経費の80%以内（上限180万円）	委託料・原材料費等▶補助対象経費の90%以内（上限20万円）

／どちらの事業に該当するかは、こちらからご確認ください／

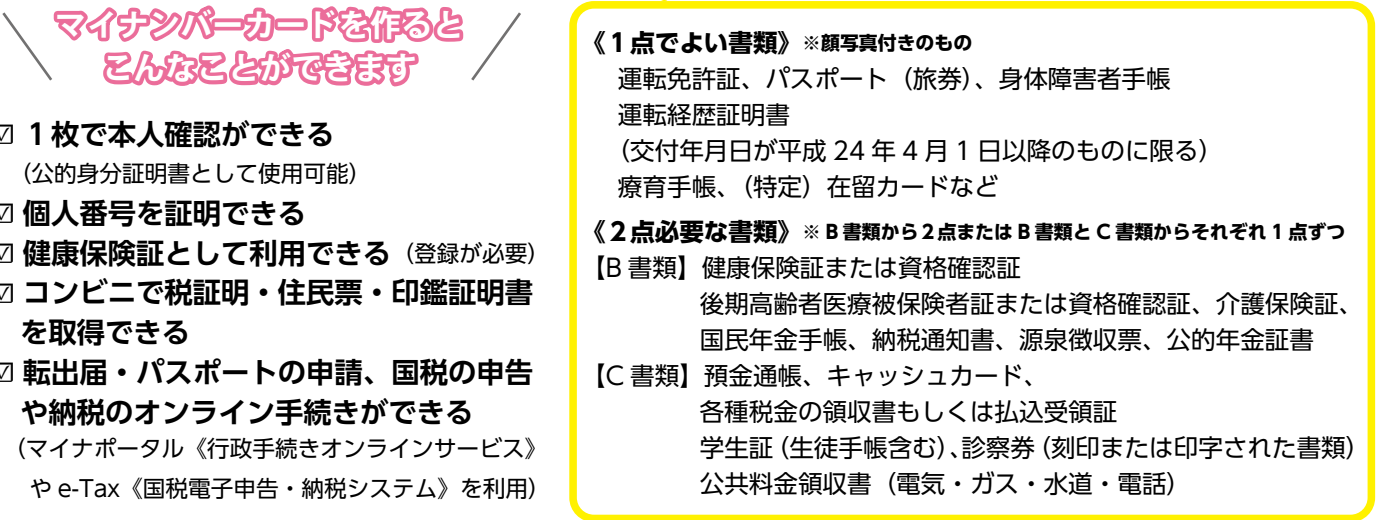
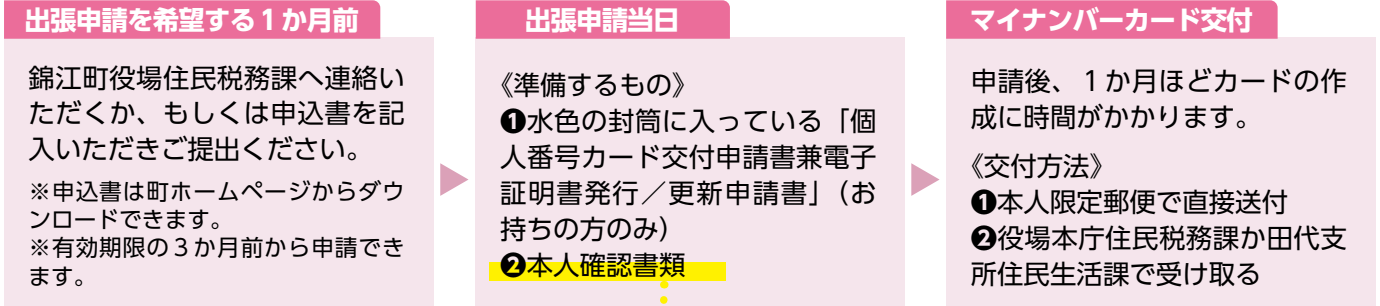
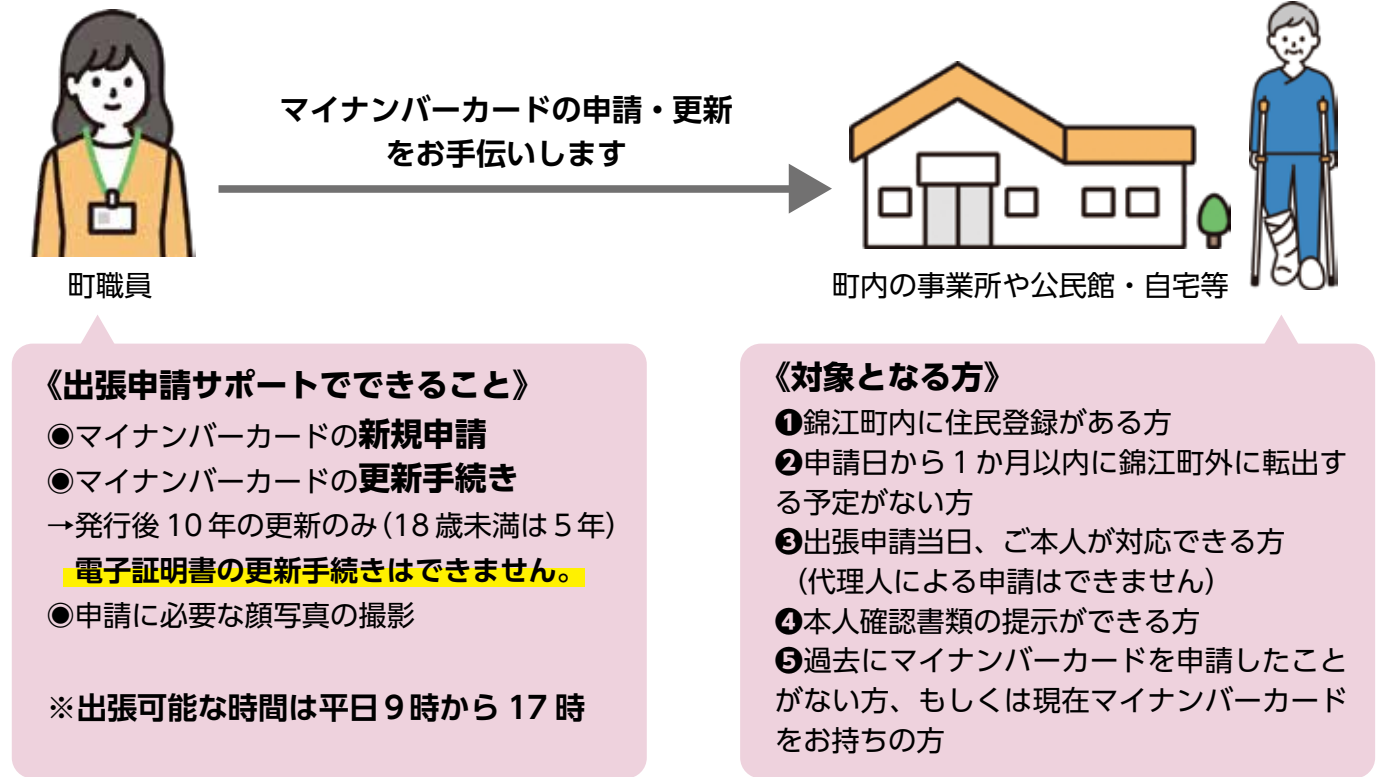


※内容について不明な点がございましたら、建設課住宅水道チームまでご連絡ください。

◎問い合わせ先 建設課 住宅水道チーム ☎ 22-3033

マイナンバーカードの「出張申請サポート」受付中

町職員が町内の事業所や公民館、自宅等にお伺いして、マイナンバーカードの申請・更新をお手伝いします。
マイナンバーカードに使用する顔写真は、職員がお伺いした際に無料で撮影します。
申請は1人からでも受け付けます。
周りに頼れる人がいない、病院や施設入所中である等の理由があり、役場へ行くのが難しい方はぜひご利用ください。（病院・施設へ確認する場合があります）



◎問い合わせ先 住民税務課 住民チーム ☎ 22-3039



総務課 ☎ 22-0511



募集期間を延長しました／ 町有施設の入居者を募集します

町有施設を、店舗や事務所として使用する個人または法人を募集します。入居を希望される方は、8月31日㊤までにお申し込みください。応募者多数の場合は抽選となります。

- 物件情報** ▶ 錦江町城元 328 番地 1 (一部)
面積 39.05㎡ (鉄骨造 2 階建)
- 貸付期間** ▶ 1 年契約 (最長 5 年まで更新可)
- 家 賃** ▶ 月額 1 万円 (2 部屋一括)
- 提出書類** ▶ 普通財産貸付申請書・事業計画書
収支計画書

※申請書は総務課と支所住民生活課、
右の二次元コードから取得できます。



提出先 ▶ 錦江町役場 総務課

募集締切 ▶ 8 月 31 日㊤ 17 時まで



貸付物件はこの部分のみです。
2 部屋あります。



部屋①



部屋②

●問い合わせ先 総務課 ☎ 22-0511

総務課 ☎ 22-0511



申込期限は令和 8 年 8 月 25 日㊤まで 令和 8 年度錦江町職員を募集

一次試験を 9 月 20 日㊤に行いますので、受験を希望される方は 8 月 25 日㊤までにお申し込みください。

一次試験 ▶ 9 月 20 日㊤ 9:00 ~

試験会場 ▶ 錦江町役場 本庁 3 階

受付期間 ▶ 6/25 ㊤ ~ 8/25 ㊤ 17 時必着

受験資格 一般枠

平成 13 年 4 月 2 日 (25 歳) から平成 21 年 4 月 1 日 (18 歳) までに生まれた者。

●初級一般事務

学校教育法に基づく高等学校卒業以上の者。または令和 9 年 3 月に卒業見込みの者。

●保健師

保健師の免許を有する者。または令和 9 年 3 月までに資格取得見込みの者。

●畜産技師

専門職に関する課程を修め、学校教育法に基づく高等学校卒業以上の者。または令和 9 年 3 月に卒業見込みの者。

受験資格 社会人枠

昭和 61 年 4 月 2 日 (40 歳) 以降に生まれた者。

●初級一般事務

高等学校以上を卒業し、民間企業等における職務経験を 2 年以上有する者。

●保健師

保健師免許を取得後、民間企業等における保健師としての実務経験を 2 年以上有する者。



申込方法 提出期限は 8 月 25 日㊤ 17 時まで

申込書に必要事項を記入し、下記提出先まで持参か郵送で提出してください。詳しくは錦江町ホームページをご覧ください。



●提出先

〒 893-2302

鹿児島県肝属郡錦江町城元 963 番地
錦江町役場総務課 職員採用担当 宛

介護福祉課 ☎ 22-3042



支給要件をご確認ください 第十二回特別弔慰金を支給します

特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔意の意を表すため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき支給されるものです。第十二回特別弔慰金は、令和 7 年 4 月 1 日を新たな基準日とし、先順位のご遺族お一人に支給されます。

支給対象者 ▶ 令和 7 年 4 月 1 日 (基準日) において、「恩給法による公務扶助費」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方 (戦没者等の妻や父母等) がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

① 令和 7 年 4 月 1 日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

② 戦没者等の子

③ 戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより順位が入れ替わります。

④ 上記①～③以外の戦没者等の三親等内の親族 (甥、姪等)

※戦没者等の死亡当時まで引き続き 1 年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容 ▶ 額面 27 万 5,000 円、5 年償還の記名国債

請求期間 ▶ 令和 10 年 3 月 31 日㊤まで

●問い合わせ先 介護福祉課 ☎ 22-3042

介護福祉課 ☎ 22-3042 / 住民生活課 ☎ 25-2511



敬老祝い金は原則「口座振り込み」 敬老祝い金の通知が届いたら確認を

対象の方には 8 月中に通知が届きますが、9 月 1 日時点で転出等により錦江町在住でなくなった場合には対象から除外されますので、ご了承ください。

① 公金口座の登録又は町税等の口座登録がある方
→ 「支給のお知らせ」が届きます

② ①以外の方

→ 「振込口座申出書」が届きます

※振込を希望する口座を記入し、役場へ提出。

振込予定日 ▶ 9 月 25 日㊤

●問い合わせ先 本庁介護福祉課 ☎ 22-3042
支所住民生活課 ☎ 25-2511

住民税務課 ☎ 22-3039



8 月 28 日から 9 月 3 日は 全国一斉「こどもの人権相談」強化週間

学校における「いじめ」や家庭内における児童虐待等の事案は、依然として数多く発生しています。これらのこどもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、下記のとおり「こどもの人権相談」強化週間を実施します。

期間中は、専用相談電話「こどもの人権 110 番」の相談時間を延長します。相談内容は、いじめ、体罰、虐待など。相談には、法務局職員または人権擁護委員が応じ、秘密は厳守されます。



全国一斉「こどもの人権相談」強化週間

実施期間 ▶ 8 月 28 日㊤ ~ 9 月 3 日㊤

時 間 ▶ 平日 8 : 30 ~ 19 : 00
土日 10 : 00 ~ 17 : 00

電話番号 ▶ 0120-007-110
(全国共通・無料)

※一部の IP 電話からは接続できません。

●問い合わせ先

住民税務課 ☎ 22-3039

鹿児島地方法務局人権擁護課 ☎ 099-219-2170

観光交流課 ☎ 28-2488



※今年は 10 月に開催予定／

やまんなか音楽会実行委員を募集

あなたのアイデアが、地域に新しい音色を響かせます。一緒につくる音楽会です！

「やまんなか音楽会」は地域の皆さんが主役となって創り上げる音楽イベントです。音楽を通じて町内外の人々の交流を生み出し、地域の魅力や活力を広く発信するとともに、参加する皆さんのアイデアや経験を活かしながら、誰もが楽しめる、より魅力的なイベントを目指しています。

企画や準備から当日の運営まで、一緒に音楽会を盛り上げていただける方を募集します。

募集概要 ※第 1 回実行委員会は 9 月初旬を予定

応募資格 ▶ 町内に住所または事業所がある

19 歳以上の方

応募締切 ▶ 8 月 28 日㊤

●問い合わせ先

やまんなか協議会事務局 (観光交流課)
☎ 28-2488